

第二十六回 参議院農林水産委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月十八日(木曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君
理事 重政 庸徳君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
河野 謙三君

委員

青山 正一君
秋山俊一郎君
雨森 常夫君
柴田 榮君
下條 康磨君
仲原 善一君
堀本 宜實君
北村 錫君
小林 孝平君
鈴木 一君
羽生 三七君
上林 忠次君
島村 軍次君
千田 正君
青木 正君

衆議院議員
青木 正君

政府委員
農林政務次官 八木 一郎君
農林大臣官房長 永野 正二君
水産庁長官 岡井 正男君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

農林省農地 清野 保君
局建設部長

水産庁生産部 木田 繁君
海洋第一課長

本日の會議に付した案件

○濕田単作地城農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○農林水産政策に関する調査の件(北洋漁業に関する件)

○委員長(堀末治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

濕田単作地城農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出、衆第十四号)を議題にいたします。

この法律案は、去る三月十九日衆議院本會議において全会一致で原案通り可決され、衆議院から本院に送付、同日當委員会に付託されたものであります。

この法律案につきましては、すでに提案理由の説明を聞いてありますので、本日は直ちに審議に入ることといたします。御質疑の向きは御質疑を願います。

○重政庸徳君 これは農林省に何うよりはかないのだらうと思ひますが、今まで五カ年間やつて、地方の事業量に對してどのくらいできておりますか、進捗しているか。

○政府委員(永野正二君) ちょっとただいま数字が見当りませんので、すぐ連絡してお答え申し上げます。

○委員長(堀末治君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)
○委員長(堀末治君) 速記を始めて。

○衆議院議員(青木正君) 詳しい数字は、いすれパンフレットをお手元に差し上げることにいたしましたので、ごく大ざっぱに申し上げますと、二割程度しか進んでいない、こういうことになりまます。金額にいたしまして七十四億程度しかまだ支出されておられませんので、全体の二割程度しか進捗していません、こういうことになるのであります。

さらに、詳しい数字を申し上げますと、土地改良事業につきましては、団体の灌漑排水関係では四割程度進捗しております。それから耕地整備事業では約二割程度、それから小団地関係では、これは割合に進んでおまして、四割五分であります。平均いたしまして二割程度しか進んでいない、こういう結果になっております。

○重政庸徳君 濕田単作地帯、あるいは積雪寒冷地帯、特殊土壌地帯、急傾斜地帯というように、この法律ができておるのであります。このほかの法律による事業量と進捗の状況を、ちょっと念のため、参考のために伺ひたいいたします。

○政府委員(永野正二君) いろいろな特殊地帯の振興のための施策の進捗度の問題でございますが、最近各特殊地帯に對する対策別に必ずしも予算等が計上いたされておられませんので、ただいまの点は至急数字をととのえまして、後ほど提出したいと存じます。

○重政庸徳君 大ざっぱでいいのですかね。私は、今言ふようなこの五つですとかという特殊地帯の立法が、

その振興のためにできておる。これがどうなっておるか。おのおの、私は軽重はないと思う。そういうことを農林省は予算のときには総合的に考へて、予算の要求並びにこの計上をしておるかどうか、こういう点を伺ひたいのです。

○政府委員(永野正二君) ただいま御指摘になりました各地帯別のそれぞれ事情に應じての対策をいたしました。現在で予算の關係では、小団地の土地改良が三億というものが計上せられておるわけでございます。それ以外の土地改良関係は、全体を一括して計上いたしておまして、これをおのおのの地帯の狀態に應じて計画を順次採択し、これを実行しておるといふことでございます。もちろん、全体の予算の範圍内でどの事業を遂行していくかといふことにつきましては、おのおのの地帯の事情を十分農林省といたしましては考慮いたしまして、やつておるつもりであります。

○重政庸徳君 私は、そういうことは大体あらかじめ承知しておる。一本で組んで、それを農林省が配分するといふことは、承知しておる。その配分が、きわめてだれが見ても公平にいつているかといふことを、お尋ねしておる。それだから、各単行法による進捗の状況を知らしていただきたい。ややもすると、政治力に押されておるんじゃないかと私は思う。やまやましく言う所には農林省は多くの配分をして、そつと非常に品のいい、おとなしくしておる所には、その事業量が少

いというように思う。そういうことをやつてもらっちゃ困る。だから、その点を私はただしたい。それで、必ず農林省は、そういうことではない、きわめて公平に各単行法による事業の進捗に對しては予算の配分をしておる、こういうお答えですか。

○政府委員(八木一郎君) それぞれの必要性に應じた、特殊性を非常に持ち込んで、これを立法化し、法律として、公平な、公正な予算化もこれが実施面において遺憾なくやれるようになっておりますし、だめ押しにお尋ね下さいました通り、最善を尽くして適正にして公正な予算の執行計画の樹立、指導に當つておるのでございますが、なお不十分の点はとく御指導をいただきます。改善を加えるつもりでございます。

○重政庸徳君 私は、指導する必要はないと思ふ。私もはそういう公平を欠いておるといふような見解に立つて、そしてただしておる。必ず公平を欠いておるのだ。これは五つの特殊地帯の農民を救済安定せしむるためのおの法律なんです。その特殊地帯の欠陥を是正する法律なんです。だから、これに軽重はないはずだ。で、これは予算では一本になっておるが、私も、これに該当する予算はきわめて増額を望んで、及ばずながら努力しておる。ところが、その配分は、これは農林省が配分をやる。予算面では一本になっておる。ところが、その配分たるや、私は政治力と申しま

ればならぬわけなんです。そうすると、四年で済むわけだから、頭をそろえるもそろえないもないのじゃないか。言いかえると、また今までのように、二〇〇しか四カ年間にできないのだということ、初めから考えられておるように思えてならないのだが、どうなんですか。この次四年過ぎたときに頭をそろえるという考え方は、おかしいと思いますか……。

○衆議院議員(青木正君) 私どもの希望としては、できることならば、他の特殊立法が五年——今後四年後に終るが、そのときまで、やはり湿地帯の方の土地改良もそれまでに終るようにしてもらいたい、そういうことで、三十三年度以降四カ年間に事業量というのは、残った残事業を四カ年で完了するような一応の計画を立て、その方針でやってもいい、こういう考えに立つておるのであります。

しかし、四年後になりまして、われわれは残ることを期待するわけでもなし、またそうでは困りますが、しかし、いずれにいたしましても、四年たったあと、積滞地帯なり、あるいは特殊土壌地帯、あるいは急傾斜地帯、あるいは湿地帯におきまして、それらの法律がなくなつてそのままではいかどうか、あるいはまたせつかくこれらの法律によつて土地改良事業をやつたその後の維持管理等の問題もあると思いますが、そういうものもあわせて、さらに一つの法律を立法化する必要も出てくるのじゃないか、こういうことで、四年後に完了することを強く期待いたしますが、同時に、その後における処置につきましても、十分特殊立

法が何らかの道を講ずる必要があろうとも考えられますので、やはり同じようにやるべきだ、今までばらばらになつておつたのを、ここで同じような姿にすべきではないか、こういう考えに立つたのであります。

○雨森常夫君 そういうお考えもあるうか、まあ思いますが、農林省のこの種の仕事に対しての補助金は非常に少い。特に前述になりましたような耕地整備に至つては二割しか行つていない。団体営灌漑排水は四割しか行つていないが、耕地整備は二割しか行つておらず、ぬかといううな、これはしかも五カ年かかつて計画の二割しかできていないというの、非常にみじめな予算。これは農林政務次官の御郷里の愛知県でありますとか、あるいは埼玉県のような所に非常に希望が多くて、仕事をやるのにも、この補助金をもらつて困つておるような状態なんですよ。そういうことを見ますと、四カ年間でこれだけの仕事を計画するということが、今までのような国の予算の計上の仕方であれば、非常に無理な計画であるというふうに思いますが、しかし、農林省の方でこの補助金を、あと四カ年間にどうしてもこの計画に近い線までやつてしまおうという御決意があるのか。八木政務次官から……。

○政府委員(八木一郎君) 政府といたしましては、この法律案の成立に同意をいたし、その法の期待いたしてあります実施を、実施面において過去のようないくつかの御指摘の御決意に、御協力もいただきまして、実行に当たりたい、こういう決意でございます。○千田正君 大へん政務次官は御決意がおかたいうであります、私の

前に御質問になつた雨森さんは、この湿地帯作地帯の審議会の委員の方でありまして、この方でも、まことに残念な御質問をやつておられる。そこで、過去において昭和二十七年当時策定されたものが、五カ年の間に三百七十五億円というものを、策定予算をやつてやろうとしておられたのです、それが、それにかかわらず、今日に至つて、使つたのはわずかに七十五億。これからの一五五カ年やつていくのに、どれだけの策定の予算を持つておられるのか。この法律はせつかく五カ年延長し、また先へ行つて五カ年を延長しなければならぬ。そういうふうになつてきておりましたが、政府の助成並びに今後五カ年延長して、最初計画しておりました通りの三百七十五億円という策定予算、これをわずかに七十五億円しか使つておりませんが、あとの残を今後つて、五カ年の間に完成する、御意向なんですか。それとも、何か新しくこの財源を見出して、これからの五カ年の間に策定して、こころ、こころ何かはつきりした見通しがついて出されているのか、その点はどうかですか。

○衆議院議員(青木正君) 私ども提案者の立場といたしまして、また提案者でなくて——提案者と申しますが、単の審議会の委員の立場も兼ねまして、申し上げるのでありますが、私も、毎年々々の御指摘のような計画になつておりますので、少くとも年間十五億ないし二十億の予算をつけてくれ、ということ、この前の審議会におきまして、その前の審議会におきましても、強く要望し、大蔵省あるいは

農林省等にそのことをお願いしておるのであります、実際問題になりますと、いつも、昨年は九億でございます、か、その程度しかつかないということ、で、非常に遺憾に存じておるのであります。しかし、この五カ年間で当初の目的は達成できなかった、そしてさらに四カ年間延長しなければならなかつたという実情を考慮しまして、政府当局におきまして、さらに再延長することのないように、この期間内で完了するように、年間少くとも十九億から二十億程度の金を考えてもらつて、強く要望し、またそのことを期待して、この法案を提出いたしました次第であります。

○千田正君 提案者である青木さんから今のお話があったのですが、政務次官にお伺いしますが、今までは二〇%しか仕事をやつていない。あと四カ年で達成するとするならば、過去五カ年でやつたくらいの実績を毎年々々やらないといふと、この法案の通りの完成ができないと思ひます。それだけの御決意があるのでしょうか。○政府委員(八木一郎君) 五カ年の経歴は非常に多いものであり、経済効率を期待することについても、実績の上からいへば説明も可能であり、有力な特に力強い皆様の御協力と相俟つて、お申しつけのような点はぜひ完遂したいという決意でございます。○柴田榮君 今回のこの法律改正については、ほとんどあまり格別の問題はないと思ひますが、こころ、こころ特殊地帯の振興対策に対して、今、政務次官から大へん御決意をちょうだいいたしましたし、大へん心強いようですが、実際問題としては、また同じく、こ

ういう方向でやつておれば、期待する以外にはなかなかむずかしいのじゃないかという気がするのですが、結局農林省として、こころ、こころ特殊地帯の振興に対する態度という問題が一つ問題になりはせぬかと思ひますが、いかがでしょうか。こころ、こころは、結局一般農業政策の関連において、ひつくるめてやつて、その一部をこころ、こころ特別法に相応するものに配分するのだという考え方では、こころ、こころ問題は解決しないと思ひます。少くとも計画を持つて特殊立法をされておる問題については、それそれ対象として計画を進め、その計画に相応する予算獲得その他の方法を講ずるといふ態度でいつていただかなければ、これはいつまで過ぎたつて同じことじゃないか、こころ、こころ気がいたしますが、いかがなものでございましょうか。

○政府委員(八木一郎君) こころ、こころな点でございまして、総合的に全般に目を配りまして、諸般の事情をよく勘案し、最も効率の上ります方法といたして、この目標に向ひましては、予算化の際に最善を尽くしたい、こころ、こころ考えおりますから、よろしく願ひいたします。

○柴田榮君 おそらく、私は、こころ、こころにでもしなければ、結局特殊立法をいたした意味はあまりはつきりしなくなつてしまふ、こころ、こころに考えますが、こころ、こころ率直な話、青木先生あたりにも一応調子を合わせて、四年延長して、他の特殊地帯についての振興対策を総合統一する、こころ、こころ方向が想定される、こころ、こころでございますが、それだから、こころ、こころ方法でいかぬとすれば、さらにこれは

別々にやるというところに、何となく政治性も弱くなつてくるということもありはせぬかと思うので、これを総合統一されて特殊地帯を並行して振興するという方向に持つていつて、これらの計画を十分に検討して、しかし、その検討がされて、かつ総合された立法ができるということになれば、農林省として今までの態度を変えていただくというところで進める方が、より効果的じゃないかという感じを持つておりますが、今この法律に關連してお答えしていただくことはむづかしいかもしれぬが、農林省としては、そういう方向に対して何かお考えになつておることがございせんか。

○政府委員(八木一郎君) 今お述べになりましたような方向は、検討しておりますのであります。實際に、御指摘の通り、特殊の立法に基づいておる行政ではあります。これを一丸として、大局的に予算化の態度をきめてかかるということも検討していただいておりますから、十分御意見をまたお聞かせいただいて、今後に処したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○柴田榮君 農林省からも御意向を承りまして、私たちも大へんいい方法だというふうにお考えしておりますが、このままの計画で、それぞれの特殊地域の振興を考へていきましても、計画倒れになるという危険があるということも考へられますので、ぜひ一つ、この問題は、まあこの法律改正も済み、一応特殊地域のばらばらの振興をあまりいつまでも見ていないで、総合的な有機的な、もっと特殊の対策を双方で研究されるように要望いたしておきます。

○清澤俊英君 今もいらしたこの資料の十六ページの茨城県という所に、「その地区の水田総面積は八万六千七百七十歩」云々、こうなつておりました。その下に来ますと、事業計画の構想、ずつと来て、最後に「県営以下の事業延面積が十二万町」となつてゐるが、この十二万町歩は千折か何かで出るのであるか、どういうことになつてゐるか。

○説明員(清澤保君) 十二万町歩というのは、県営以下の、たとえば団体の灌排事業または耕地整理、区画整理、暗渠排水等の事業が重複しておりますので、改良面積が七万四千町歩よりも多くなつております。

○清澤俊英君 そうすると、新しく造成せられるものが差し引き幾らになるのですか。四万ぐらいふえるわけですね。大部分は重なるが、重なつた数の余りは、新しい町歩という——これだけ新規造成ですか。

○説明員(清澤保君) 御説明が不十分だったために、おわかりにならなかつたかと思ひますが、十二万町歩というのは、水田面積八万六千町歩のうちでもって、湿田単作地帯として改良を要するものが七万四千町歩であります。七万四千町歩の中で、たとえば区画整理をやります部分と暗渠排水をやる部分とが重複しておりますので、面積が七万四千町歩以上になります。こういうふうな重複するものを加へまして、十二万町歩と申し上げたのであります。

○上林忠次君 湿田単作とはちつと方向が違いますけれども、同じく特殊地帯の、何年か前に立法されました海岸砂地帯、これの振興対策の法律が

できておりますが、先ほどもお話がありましたように、本氣になつてやるのかどうか。この五つばかりの特殊立法ですか、あまりに予算が少なくて、やるのかやらないのか、何か氣安めに作つたのかという疑問が、各特殊立法とも起つております。特にそのうちでもひどいのは、海岸砂地帯、これは事業量を百八十億と見当をつけておりまして、年々出るのは一億ぐらい、百年かかる。實際期待した量だけやるのは百年かかるのではないか。どう考へてゐるのか。特に、河野さんが大臣をしておられたときから、従来食糧々と、食糧でなかつたら、農林省も、あるいは特に大蔵省も金は出さぬ。予算がとりにくから、食糧本位でやつておつた。これまでの従来の方針、これがすつかり一転されて……何にもならないじゃないか。日本の農村で少しでも、この限られた面積から金さえとれたらいいのだ、経営の理想から考へましても、食糧だけではいかぬのだ、一番その土地に適当なものを作

り、そして金をとらせるようにするのが、日本の農村の立て直しの将来のやり方だということになつておりますけれども、そこで十分な措置をとられないのが、特に砂丘地帯じゃないか。あそこで米を作れといつたつて、できない。ところが、やっぱり米とか、パレイショとか、カンショとか、食糧作物を作るのでなければ、これは補助を出せない、計画にも載せないというふうなこと、まだ同じような戦後そのまゝの行き方で、来ているのではないか。食糧でも何でも入れて、その土地に適したものがあるならばそれを取り入れて、一番その土地の金になるもの

を作るなり、土地改良をするなり、あるいは灌漑排水施設をするなり、土地の利用できるように補助を出して、早く完成させてやらなければならぬ。ところが、百八十億のうち、まだ十億ぐらゐしか出ておらぬという状態であります。こういうふうな気休め的な法案ほんとうに日本の農業の立て直しのために必要なら、もっと強硬にやるように、先ほども話が出ましたが、たとえばこの特殊立法全部まとめて、もっと強力な遂行の方法を考えなければいかぬのじゃないかと思つたのであります。

○政府委員(八木一郎君) 先ほど来出しておりました問題も同じでございます。ただいまお述べになりました御意見、ごもっともだと考へております。ぜひ一つ、五つの特殊立法に基づく特殊地帯の振興政策を、日本の農政全般から、農村振興政策はもとより国の経済再建の大きな大所高所から期待されるような成果をもたらすために、最善の努力を期して参りたい、こう考へております。

○上林忠次君 一言申しておきますが、食糧の作付をするという計画以外にはこの計画に載せないというふう

な、従来の食糧本位の時代から一転して、何であつてもいい、その土地の適作なら何でもいい、その土地の収入のために起す事業なら、この法で措置していくということですか。どうもその点がまだ疑問が残つておりますので、まだ、食糧本位でなかつたら計画に載せないというふうなおいもある

○政府委員(八木一郎君) 従来、ただいま御指摘のような食糧偏重の命令生産的な残骸がある。これは一つ一擲して、もう少し大局的に考へて、海岸の砂地を、その地方の住民のために、国民のために、国家のために、よくに考へ直せ、こういう御注意でございますから、私は、ごもっともな御注意である、ぜひその方向で、新たな考えに立つて参りたいと、こういうことを申し上げておるのでございます。

○上林忠次君 その農林省の方針は、前から承つておりますけれども、末端まで、出先機関までそれが徹底しておりませんので、そういうふうな方針をしっかりと徹底していただく、そういうふうにお願ひ申し上げます。

○雨森常夫君 もう一つ追加的にお尋ねしたいんですが、今いただきましたこの資料の一番おしまひの方に表があるんですが、団地灌漑排水は進捗度が四〇%、それから耕地整備事業が一九%になつておりますが、すなわち団地灌漑排水がよく進んでゐるというわけではありませんけれども、耕地整備事業が非常にこれに比べて進捗率が少い。私考へますのに、この耕地整備事業というのは非常に効果がきめんに上るもののように思つておりますが、そういう国家的に見ても有効な事

な、従来の食糧本位の時代から一転して、何であつてもいい、その土地の適作なら何でもいい、その土地の収入のために起す事業なら、この法で措置していくということですか。どうもその点がまだ疑問が残つておりますので、まだ、食糧本位でなかつたら計画に載せないというふうなおいもある

○政府委員(八木一郎君) 従来、ただいま御指摘のような食糧偏重の命令生産的な残骸がある。これは一つ一擲して、もう少し大局的に考へて、海岸の砂地を、その地方の住民のために、国民のために、国家のために、よくに考へ直せ、こういう御注意でございますから、私は、ごもっともな御注意である、ぜひその方向で、新たな考えに立つて参りたいと、こういうことを申し上げておるのでございます。

○上林忠次君 その農林省の方針は、前から承つておりますけれども、末端まで、出先機関までそれが徹底しておりませんので、そういうふうな方針をしっかりと徹底していただく、そういうふうにお願ひ申し上げます。

業であるにもかかわらず進捗率が悪いという事は、すなわち国の予算の計上が非常に力が入っていないということなんでしょうが、どうしてこういうことになっているのか。事務当局の方でもけっこうです。

○説明員(青野保君) 御質問になりましたように、耕地整備の予算の規模が非常に少ないという事で、これに對しては各特殊振興地帯への配分が、先ほど申し上げましたような方法になっておりますが、なお不十分なために、こういう欠点を持っております。事務的には極力、団体営灌漑排水事業に伴いますところの耕地整備事業を行いたく、万全の効果が上りませんので、今後の予算の獲得につきましては、今後とも十分検討したいと考えております。

○雨森常夫君 聞いていることとちよつと違ふんですが、団体営灌漑排水と区画整理事業を比べると、区画整理事業が非常に進捗率が少ないが、それはどういふわけですか、こういうこととを……まあ大蔵省の方であまり好まぬ事業なのかどうか、それを伺いたい。

○説明員(青野保君) この問題は、耕地整備事業だけにどまらず、団体営排水、耕地整備に共通な問題といいたしましては、大蔵省では、こういうような小規模な事業につきましては、補助事業からむしろ融資事業に切りかえたかどうかという意見もありまして、なかなかわれわれの要求するようになつておらないのであります。

なお、お尋ねになりました団体営灌漑と耕地整備のアンバランスでございますが、別にはこれは事務当局といたしましては、片方を少く片方を多くと、こういうような意味で予算を要求しておるのではございませんので、大蔵省の年度の予算——前年度成立予算を一応基準にいたしまして、大蔵省の方で予算を査定されますので、こういう結果になつたのでありまして、はなはだ遺憾と考えております。

○雨森常夫君 そうすると、今のような方法であつた四ヶ年間続けてやつていければ、結局前年度のバランスを踏襲していくということになるという事、区画整理事業というものはいつまでも伸びていかないということになるわけですが、そういうことでよろしいんですか。——それでは、私、耕地整備事業が特にこの中で非常に事業効果がありますから、今までの進捗率を踏襲していくような考え方ではなしに、お考えを願ひたい、これを非常に重要視していただきたいという希望を申し上げて、終ります。

○重政廣徳君 私は、四年後にこの統合に對して研究するなんていうことはナンセンスだらうと思ふんです。今までは五年もやつておいて、また延ばして四年もやつて、またその四年後に統合を研究する、そんなことは……。だから、農林省にお頼みしたつて、限界に來ておる。また農林省の方々も、政務次官初め、いつまでおられるかわかりませんから、それでこれは提案者の青木さん、一つ先頭に立つて、来年からこの予算について議員を糾合して、私も驍尾に付していつでもはせ参じますから、どうか一つ、そういう意味で強くやつていただかないと……。その青木さんの御決意を一つ。(笑聲)

○衆議院議員(青木正君) ただいま重政先生から非常に力強い御発言をいただきました。まことに感謝にたえぬ次第でございます。私も湿田関係地帯の者として、また湿田審議会の委員として、こうして申しわけなく存じておるのでございます。そこで、何とかしてもう少し強力に湿田の改良を推進せなければならぬという考えに立ちまして、実は先般協議会を作りまして、まあ全国二十五県ほどありますが、皆さんの御協力を得ると申しまして、地元の近い者がまず率先してやらなければいかぬということ、主として近県である埼玉、千葉、茨城、静岡の各県の方々が集まりまして、強力に推進するように協議会を作つたような次第でございます。今までは微力のために思うようにできなかったことは、まことに残念であります。今後どうしても現状のままで放任するわけには参りませんから、ことにこの湿田地帯はいずれの地帯も、氣象的にはりっぱな二毛作のできる地帯であります。この国土の耕地の狭い日本におきまして、一年に一回しか土地を使わずに、あとは遊ばせておるということではできないはずであります。何とかいたしまして、土地を最高限に利用できるようにせなければいかぬということ、これはもう必然的な至上命令と申しますか、当然やらなければならぬと考えておりますので、今後全力を尽してこれが解消に邁進したいと思ふのであります。

○上林忠次君 今の食糧以外のものでもいんだと、何でも農林のためにやるものを作らうんだという方向は、や

る前から農林省はきつておるわけですが、きまつておるのが、末端まで徹底してありませんから、それを書類で徹底するように……。末端でも感づいた結果、農林省の意向は知つておりますけれども、改良事業を起すために計画しますと、最初は炭を作る、次はパレインを作る、何かそういうローテーションを、それも計画の中に入れないと許してくれない。何でもいから農村のためになるものを作つたらいいのだから、その土地で一番金になるものという事で、そういう農村経済ということをまず頭に置いて、それでなかつたら日本の食糧の自給自足はできないのだから、これが第一だという方向をまず変えてもらわなければならぬ。農林省としては變つておるわけですが、ところが、そうじゃないのです。今のこまかい指示になりますと、昔と同じ、戦後と同じ方向でいってございまして、そういうような食糧本位の土地改良でなかつたら許可しない、受けつけないというふうな状態なんです。そこをはずして、今の農林省の方向をはつきり地方まで浸透さしてもらいたいというのがお願いです。今、必要なのは、これは農林省の方にお願ひ申し上げておきます。

○羽生三七君 この湿田単作地域の特殊立法ができて数年になるわけですが、この特殊立法のできる前に土地改良事業費の中にあつたこの種費目ですね、それと特殊立法になつてからと、予算上どのくらい増加しておるか、これがもしわかつたら、お知らせ願ひたい。さらに、それ以外に急傾斜地帯あるいはその他各種の特殊立法が制定される前に、農林省の当該予算と比

較して、特殊立法制定後はどれだけふえておるか。今すぐと言っても無理でしょうが、大よそわかれば今お聞かせ願いたいし、わからなければ後日でもよろしうございしますが、それを後日か、せ願つて、特殊立法制定というのはいくう意味を持つか、予算上一応伺つておきたいと思うのです。

○説明員(清野保君) お答えいたします。資料が完全に整理されておきませんので、多少ごたつて申し上げるかもわかりませんが、団体の灌溉排水につきましましては、二十五年から最近までの予算成立の状況を見ますという、二十五年は―――物価をスライド化してございまして、正鵠を得ないと思ひますが、二十五年を――とした場合に、二十六年以降は予算額によりまして、団体灌漑におきましては三倍ないし五倍ふえております。これは特に二十五年には予算規模がドッジ・ラインで縮小されているという点もございしますが、漸次二十五年以降に予算規模はふえております。耕地整理につきましましては、暗渠排水、区画整理等を見ますという、団体灌漑に比べての伸びがよくございせん。たとえば暗渠排水につきましましては、二十五年に比べまして現在までの伸びが約四倍ぐらゐであります。団体灌漑はそれに比べると五、六倍というわけでございます。伸びが懸うございしますが、耕地整理につきましても、おおよね二十五年以後に二倍、三倍ないし四倍程度に伸びております。以上。

○羽生三三君 今のことを伺ひいたしたのは、こういう特殊立法ができる当時の事情を考へてみると、農林省の予算を、つまり特殊立法に相当する農

林省の予算を削つてきて、名前だけ特殊立法みたいなものにしても意味がないから、それはもう新しくプラスされるものでなければならぬ、予算上。そういうことが強く要望されておるという経過があったわけですね。だから、そうではなくて、ただ特殊立法を制定される以前の予算を、名前だけ変えて出されたのでは、意味がないので、私は今伺つたのですが、進歩のあともある、増加の傾向にもあるという御説明もあつたので、これは了解いたしました。あといろいろ希望はありますけれども、それはやめて、今のことだけをお伺ひいたしておきます。よろしうございします。

○委員長(堀末治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 速記を起して。他に御発言もございせんようですが、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りま。御意見のおありの方は、賛否を明かにして、お述べを願ひます。

別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。湿地単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもちつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましましては、これは慣例によつて、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

なお、本案を可とせられた方は順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名

重政 庸徳	青山 正一
秋山俊一郎	柴田 榮
仲原 善一	上林 忠次
雨森 常夫	堀本 宜實
島村 軍次	千田 正
羽生 三七	鈴木 一
北村 暢	清澤 俊英
藤野 繁雄	河野 謙三
小林 孝平	下條 康磨

○委員長(堀末治君) 次に、北洋漁業の件を議題にいたします。

この件について水産庁から、先般の委員会で御要求がありました北洋漁業の国内措置に関する資料が提出されておりますので、これについて御説明を聞くことにいたします。

○政府委員(岡井正男君) 日ソ漁業委員会におきまして最終的に、公海における漁獲量が十二万トンということに決定いたしましたので、十二万トンにつきましまして、国内措置をいたしまし

て、母船についておる独航船並びに流し網、両方への割り振り、さらに母船側独航船におきましても、アリューシャン海区とオホーツク海区と二本建の配分という国内措置を急いでやるということにいたしましたので、お手元へ御配付申し上げたような計数によつて割り振りいたしましたのでございまして、考え方といたしましては、十二万トンの漁獲を完全にとりましますために、前年度出漁を許可いたしました母船の十六船団というものは、そのなりアリューシャンに十四、オホーツクに二艘という割り振りを適当と考えたのであります。ただ独航船数におきましては、アリューシャン海区における昨年の四百四十一をオホーツクの方へ若干回しまして、昨年五十九隻あつたものを六十二隻にした次第であります。従つて、独航船の数におきましては、昨年と同様、五百艘を全船隊側できるものとしたしまして、許可するという方針をとつたのでございまして、そうしますと、一応漁獲量を適当に配分するという必要がありましますので、漁獲総量につきましまして、オホーツク海区におきましては、日ソ委員会において話し合ひがございました一万三三三トンというのを据え置き、アリューシャン海区における漁獲量というものをつきましては、残りの漁獲量を独航船側と流し網側と両方へ割り振るということにいたしましたのでございまして、独航船側と流し網の配分につきましましては十対二でございますので、二万トンが流し網になりましたので、オホーツク海区の分を差し引いたものがアリューシャン海区に該当いたしました。従ひまして、独航船一艘当りに割

り振りますと、約二百トンを若干切りまして、平均いたしますと百九十八トン、オホーツク海区におきましては、若干の端数が出ますが、約二百トン、かように相なります。

出するためのものろろの条件、制限等につきましましては、前年同様でございしますから、その点は説明を省きたいと思ひます。

次に、サケ・マス総漁獲量の配分について、相当両方から激しい不満の声が役所の方へは持ち出されたのでございしますが、私は、かねがね御答弁の中に申し上げたように、喜ぶのであらう、同じ笑顔で受けた、おしかりをこうむるのであれば、どちらもしかる程度が同様な発音で受けたという気持で、割り振つたのでございしますが、結果から見ますと、両方から不満の声が同じような程度に聞えてきたので、自分らの措置がそう間違つていないというふうには思つておりません。その要素といたしましては、豊凶を含む過去二ケ年のオホーツク区域を除きましますものを単位漁獲努力当りの平均をと、本年度の漁獲努力、すなわちオホーツク海を除く独航船の総トン数三万一千トン、流し網一万六千トンを要素の一つにし、また昨年度におけるソ連閣僚決定による規制区域内漁獲量の割当実績――昨年は割当実績をいたしました、それをやはり基準の中に入れる、こういうふうな計算方式をとりまして、さらにそれから出たものに、参考といたしまして、オホーツク海区並びにアリューシャン海区、流し網海区の三者が割り当てた量によつてとれるであろう推定量が出ますが、その推定量によつての収支バランスがどうあ

るかというのを見ました結果、公平妥当にわれわれが計算いたしました結果といたしまして、母船側についている独航船の利益利潤は一七％になり、流し網関係のものは一八％になるということになりましたので、まずわれわれとしての配分は、両方とも御不満がなくても、適当だという確信を得たわけでございます。まして、双方ともなるたけ早く事務作業に入っていただきたいという勧告をいたしております。各業者から申請があり次第、私の方はいつとも早く出漁準備を整えていただくように取り計らいたいと考えておる次第であります。

○青山正一君 岡井長官初め皆さんの御努力に感謝いたします。一、二質問いたしたいと思いますが、独航船の五百隻が、最近独航船の組合の方で多少減船するかのようになっている承わっているわけなんです。そういうような現象があるわけなんです。どうなんですか。それに対して政府が何か方法を講じているわけなんです。どうなんですか。その点ちょっと承わっていただきたいと思ひます。

○政府委員(岡井正男君) ただいま青山先生から御指摘のありました点は、そういうことが母船側の方からも、独航船側からも、私の方へまあ耳に入っているわけでございます。しかし、政府側の態度といたしましては、日ソ漁業交渉の際には、失業者を出さぬように、全船稼働であるという姿が国会の空気からいたしまして、業者からいたしまして、最も好ましいのである。最小限度そこへもっていくようにという強い御示唆がありましたために、交渉する場合におきまして、辛うじて

でもいいが、全船で稼働できるという線をモットーとして交渉いたしました。線内においては十二万トンというふうなことで、その見直しをもつてわれわれは話をつけたつもりでございます。従いまして、さつき申し上げたように、利潤率は非常に少ないものではございますが、とにかくも稼働可能なりとして、われわれは打ち出さずしておきます。しかし、幾ら政府がそういう気持ちでおりまして、各業者の自由意思による、やめたいあるいは休業したいというお気持ちの人に対して、これはどうしても出なければいけません。この際、いかなるお話がありまして、その際の業者へのお答えをいたしまして、どこからか圧力もなくてどこからか強要されたのでなく、自然の姿で、たとえば船が非常に出すのに都合な船に相なっているとか、あるいはまた企業としてどうしても自分の方がいろいろの都合で今年には出にくいとか、やむを得ないような、自己判断による自由意思であるというような人が、休業なりおやめになるのは、それはいたし方ございませぬ。役所側としては決して強要はいたしませんという態度で、ずっと進んでおりますが、聞くところによりまして、休業したいというのがやはり何十艘あるやに聞いているわけでございます。

○青山正一君 休業というふうなことになる。つまり自由意思による休業ということになりますと、政府の方では、たとえば補償とか、金融の道を講ずるとか、そういうふうな点には全然タッチしない、こういうふうな御意向なんですか。

○政府委員(岡井正男君) その通りでございます。

○青山正一君 それからこの十二万トン、これは配分の問題はどちらも不満であらうと思うし、ただ利益率から換算いたしますと、流し網は二万トン、母船式の漁業は十萬トン、これは適当だと私も考えておりますが、この流し網の二万トンは区域内だろうと思ひますが、区域外で一体どのくらいとれるようなお見込みですか、その点についてお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡井正男君) 区域外では、役所といたしましては、大体一万三千三百トンは下らないという予想のもとに措置いたしております。

○青山正一君 そうすると、その一万三千三百トンプラスすること二万トンの利益率が一八％、こういうふうになしてもよろしいでしょうか。

○政府委員(岡井正男君) その通りでございます。

○青山正一君 この十二万トンというのは、豊漁のときの十二万トンとみなしてよろしいのですか。たとえばソビエトあたりは、初めの折衝過程においては、今年には不漁年である、こういうことをおっしゃったかのように聞いておるわけなんです。そうなるとうると、この十二万トンというのは不漁年における十二万トンとみなしてよろしいでしょうか。

○政府委員(岡井正男君) 日本側は、科学委員会、本年は豊漁年とみなすという結論を出しておりますし、向うも最終的には、いろいろ検討し直した結果、日本側のいう豊年といひではないが、まず日本側のいう豊年に近い形のような意味の結論を持ってきたわけでございます。従いまして、本年度、直線的にかみ合せがなくて考えるならば、双方ともこれは豊年であらうということには意見が一致しておるわけでありまして。

○青山正一君 ちょっと速記を中止していただきます。

○委員長(堀末治君) 速記をとめて。

○委員長(堀末治君) 速記を起して。

○青山正一君 流し網とかあるいは母船式漁業のほかに、はえなわ漁業があるわけですが、これははえなわ漁業は四十六度以南ですか、五度以南ですか——五度以南の漁業をさしていうわけなんです。これも相当調査船を出すというふうなお話を聞いておるわけなんです。その通りに運ぶわけなんです。どうか、どうなんでしょうか。つまり昨年通りやるわけなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(岡井正男君) これはまだ最終的には割り切っておりませんが、一応私の方は、調査船をも含めた船隻数よりも、これはことはさらに、生物学的にも、やはりこれははえなわで捕えた漁獲物というのについての調べ方もしてみたいと思ひ、さらににはえなわ漁業というものが漁獲をどういふふうな姿で的確にやっているかどうかという点も、これは監督方面から十分には調査したいと思っております。要は、ただいまの考え方としては、はえなわ漁業を今後若干しぼって

ていきたいという考え方を立てておるのでございます。当面の、今調査船の措置につきましては、まだ最終的な結論を出していません。

○青山正一君 調査船の問題についていろいろ問題があると思うのですが、たとえば非常に政治的に動いた方面のところがこの調査船を非常に確保する、政治的に動けない方面のところは調査船が非常に少いというふうなことで、非常に問題があると思うのですが、たとえば調査船を稼働させるならば、これは全部稼働させる方がいい。また政治的に動いたためにそれだけが許されるというふうなことが、これは行政官庁としてそういうふうなことはいいけないと、こういうふうなことは私には考えられないわけなんです。そういう事実があるわけですか、どうですか。その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(岡井正男君) そういう不公平なことをしたら、甲の先生はお気に召しても、乙の先生からは非常なおしかりを受けることは自明の理でございますので、私もは厳正公平にやりたいと思ひます。

○青山正一君 どうかその点を強く要望しておきます。

○委員長(堀末治君) 速記をとめて。

○委員長(堀末治君) 速記を起して。

○委員長(堀末治君) 速記を始めて。

○千田正君 大体青山委員の質問で相当尽されたと思ひますが、私のお聞きしたいのは、減船をせずに、昨年と同様の隻数を許可する。また漁獲量においては差がない。こういう意味から言つて、採算が十分にとれないじゃないか。とれないときにおいては、それはお前たちの自主的な考え方

で、やめようとやろうと、お前たちがやるのだ。まことに見方から言えば民主的であつて、かつこうな話ですが、一方やる方から言えば、これはだれがやめてだれがやれという意味にはなかなかならないと思うのですが、こういうような問題に対しては、調整とかそういうことに對しては、一切もう水産庁はあずかり知らぬ、漁船は昨年通り出漁するのだ、漁獲量は十万吨と二万吨としてきめてやったのだから、その範囲内でお前たちの腕のふるいほうだいにやつてよろしいと、これだけで、一応水産庁としてはこの問題に對して、減船という問題その他の問題にあまり触れたくないというのが、ほんとうの腹でしょうね。

○政府委員(岡井正男君) その通りでございます。

○千田正君 そうしますと、この結果があるいは豊漁になるかもしれないし、あるいはその思い通りにいかないかもしれない。しかし、これは暫定措置として認めたのであつて、来年はまた別だ、こういう考えに立っているわけですか。これはもう本年限りという観点で、今の十万吨、二万吨の量をきめる。それから減船せずに、減船ということはわれわれは指令も何も出さぬ、去年と同じように行けという事で、来年のことはまた別の問題だ、こういう観点に立っておりませんか。

○政府委員(岡井正男君) 一応行政的な建前からいいますと、母船に對しても、その他の小漁船に對する——航路船及び漁し網を含むわけでありますが、それに対する許可方針は、一年々々の許可方針をとつておるわけでございます。

来年を予想してという御質問に對しては、どうも私の方がお答えするのは非常にむずかしいわけでございますが、ただ、もう一つつけ加えて申し上げます。おきたいのは、本年度豊漁であるとか不漁であるとかいう結果がわかるという事は、むしろソ連側の資料を来年の委員会決定前に一つわれわれが確かめてみたかと思ふのは、われわれとして豊漁であるとか不漁であるとかいうことの見通しは、漁獲実績はもとめてしまふと思ふますが、むしろとれる魚の確率率、あるいはまた年令組成、そういうふうなものから推定して、豊年であつたとか、思ったよりも豊年らしからざるような様相であつたというものは、そういう方面からわれわれとしては結論を見つけるようなことにはなりはしないか、かように思つております。

○千田正君 非常に含みのある問題なんです。これはまあ日本側はその考えでいいでしょう。岡井長官のお考えでいいでしょう。ソ連側が豊漁年の計画量をとれなかつた場合、今年はまだ日本側は豊漁年だというて、十二万吨の漁獲量に承諾を与えたが、自分らが計画した豊漁年の計画通りに向うは漁獲高が上らなかつた場合は、向う側はこの年は豊漁年じゃない、自分たちのいわゆる漁獲量を中心とした、陸上漁獲を中心とした問題を基礎として、豊漁年ではないということを中心としてくるおそれはありませんか。

○青山正一君 ちょっと、千田さんの問題に關連して。たとえば去年の今度の漁業協定というやつは、はつきり申し上げますと、母船式漁業のいわゆる

規制であるわけですから、おそれなくソビエトの方のいわゆる漁獲とは全然関係はない、こういうふうな考えられます。たゞ、たとえば去年度ソビエトはどれだけの計画をやつた、そしてどれだけの実績が上つた、今年はいくらだ、その計画と実績とを比べて、一体どんな計画であるか、その点もあわせて御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡井正男君) 両先生の御質問をあわせてお答えしたいと思ひますが、まず最初に千田先生の御質問でございますが、ソ連は今年の十二万吨を日本の方でとつてよろしいという協定を結んだ、この年に、ソ連側の方がいふ…… ちょっと速記をやめていただくわけにいきませんか。

○委員(堀末治君) 速記をとめて。午後三時十五分速記中止

午後三時三十三分速記開始

○委員(堀末治君) 速記をつけて下さい。

○清澤俊英君 だいたひ資料が出ておりますが、ただ今言われたようなことで、これは実際できるかどうか。完全にできるかどうか。私も非常に、この漁業という点につきましては全くわからぬ、不明であります。新聞などを見ても、今年度の漁業交渉自身が非常に資料が足りない、いろいろ追ひ込まれておるような形をわしらは見ておる。それで、しばしば、第一回の協定以来、この協定に従つて、今度から科学調査をやつてつきりしたものを示しているんだという御説明に對しましては、すべてのものに非常な期待を持っていた。ところが、本年の交渉においては、そういうつきりしたものを一つも見ることができ

なかった。そこで今拝見しておりますと、會議の議事録中にこういうふういふものをやるのだということになつたら、これに一億かかろうと二億かかろうと、これは採算を無視しても、第一回ぐらゐのものを徹底的に調査するのがほんとうじゃないかと思ふのだ。私も、それに對してまことに役に立たぬかもしれないけれども、そういう問題でやるならば、徹底的にやつていただきたいと思ふのだが、答弁が、これでいい、船の経費が二千万、統計はあとでやつていくのだということなら、われわれは何ともしようがないと思ふ。これを完遂するにはこれこれの金が必要なのだ、徹底的にやるのだ。これは近く、ラッコの問題で、オットセイの問題で、外務との共同調査がありますが、私は徹底的にそういう点で一つやりたいと思ふのだが、あなたの方でそんな氣弱なことでは、僕の方ではどうしようもないのだ、これでやれるのですか。

○説明員(木田繁君) この科学的調査の項目をいたしまして、基本方針をいたしましては、お手元にございませう。議事録の五の項目に(1)から(7)まで掲げてある項目をいたすということでございます。それで、これを具体的にいたします計画をいたしましては、海上におきまして、一つは科学調査船によります方法と、もう一つは母船上によります方法と、さらに流し網、はえなど、あるいはカニにつきましても、シンにつきましても、沿岸を根拠としておる船につきましては、沿岸根拠別にこれを調査して、ここに掲げてございませう。研究の資料を得たいということでございます。

○政府委員(岡井正男君) 清澤先生の言われるのはこもつともでありま

きましては、いろいろ方法論につきましても問題がございませうし、またその研究体制につきましてもいろいろ検討を加える必要もあると存するのでありますけれども、現状におきまして、先ほど私が御説明いたしました範圍のやり方によつて、これを行いたい。しかも、現況におきましては、生物学的な各種の調査研究につきましては、ソ連側におきましても断片的に利用し得るものはあるということでありまうけれども、現状におきまして日本側においても、これを全面的に信頼し得るというものを待つていないわけでございます。で、今まで行われました日ソ漁業委員会におきまして、向うで主張いたします生物学的な調査というものにつきましては、日本側の科学者が十分に信頼し得るものはないという現況でございます。そこで、条約自体におきましては、各種の問題につきまして科学的資料に基づきまして検討あるいは決定をする、こういう精神を貫いておりませう。関係上、そういう論点のお互に異なる問題につきましては、共同調査によりましてそれを解決したい、かように考えておるわけでありませう。御承知の通り、調査研究につきましては、本年やりましたから来年直ちに利用し得るというものも、ごく小部分はあつたわけでございますが、ここに掲げてございませう。根本的な問題につきましては、相当長期を必要とする、かように考えておるわけでございます。

○清澤俊英君 それだから、ただこんな簡単なことでは、ではしまいと云うんです。

て、これは初年度はこういうことでございまして、逐年これは相当額を増額してもらわなければ困ると思うんです。ただ、初年度に非常に多くの金をもらいましたも、研究体制、いろいろなので、その通り消化できるかどうかという問題もありますので、逐年これはふえるものでありますから、先生のおっしゃるように、非常に御好意のある御発言で、将来大蔵省と折衝するときに、うしろだてになつていただかなければならない時期が早晩早めに来ると思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○清澤俊英君 できましたらね、大体調査項目と予算をつけたプランを至急回してもらいたいです。

○秋山俊一郎君 別の点からお伺いするんですが、今度のこの十二万トンというのによつて、母船式並びに流し網というものの漁獲量の配分がきまつたわけですが、昨年の状態は異例な状態であつたかもしれないけれども、相当独航船などはマイナスをしようとして困つておるといふ話も、私も聞いておる。今年の状態で一隻当り百九十八トンですか、利益率が一七％という御見解のようでありましたが、これは将来、先ほどから論議されております、来年度は一体幾らに漁獲量がきまるかという問題と非常に大きな関係がある。そこで、この独航船及び流し網漁船が、一隻当り収支のとれる数量ですね、まあ今年は一七％ということ、逆算すればわかるようなものですが、年々の経済情勢も違ひましようけれども、まず本年の状態として見た場合に、どれくらいをとれば大体この事業を継続していけるか、このお見通し

でありまして、これは従つて、速記をとめてお答えを願ひたい。

○委員長(堀末治君) 速記をとめて。
午後三時四十二分速記中止

午後四時三十分速記開始

○委員長(堀末治君) 速記を始めて。

○千田正君 最後に一、二点だけお尋ねしたいと思ひます。あなたの方では不満があるけれども、なお一応ここで決定したが、両方の不満のおもなるものは何であるかというのを聞かして下さい。両方の不満なものは何であつたか。それによつて、一応ここで線を引いたというあなたのお話は了承しましたが、母船式独航船並びに片や流し網等の、おのおの主張して譲らなかつた点があると思ひます。その点、何が一体主張の重点であるかという、二、三重点になるところだけでよろしいですか。これも将来、これは来年度の決定をする場合においても一つのやはりファクターになると思ひますので、本年において両方が相当の要望があつたと思ひますので、どれとどれとが要望の重点であつたか、また不満の重点であつたか、にもかかわらず水産庁としては公平な立場でどうきめたという、今まで不平等だといつて述べられたその重点のところが聞かして

もらいたいと思ひます。

○政府委員(岡井正男君) おもな点を私は申し上げて、なお足らぬ場合には木田君の方から補足することにいたしますが、まず母船側の不平の中心をなすのは、昨年の九万三千トンという漁獲実績と称せられるものは、これは平和状態でない日ソ両国間の暫定協定に基いた措置であつたが、その際に自

分の方は、少くとも漁獲量というものは十六万トンをはるかに上回る漁獲量を当然と得るものだといふ計画で、全船出漁したのだ。にかかわらず、早くいいますと、日本とソ連側の漁業証明といふんです、そういうものの交付が非常に手間どつたりして、なおかつ残りというものは、ゆがめられた七千トンという残りがある。だから、常態、あるべき姿の実績ということとを考慮して割り当てられるべきである。九万三千トンというのは、現実に大赤字を出したというふうな、あとで行つた二船団のごときはその顕著な現われではあるまいか。従つて、ノーマルな状態における想定のもとに実績というものは換算せなくちゃいかぬ。一方四十八度以南の方からいいますと、なるほど昨年は区域内における豊漁ということは否定はしません。しかしその量の見方が、役所が見ている数量と自分が見ている数量と見込みと自分が見ている数量と見込みとが、相当隔たりがある。従つて、最終的な二万トン、十万トンの計数配分というものの対するそういうところが、自分らの思惑と違つて、若干損しておるようになつて、まあ早く言えば、その二点が大きな不満であつて、双方ともこれじゃ赤字じゃ、片一方もこれじゃ赤字じゃというふうなことを、言つておるわけでございます。

○千田正君 それに対して長官としましては、最後に決定して、そのお互いの不平をあなたの方の調停なりあるいは条件なりを承服させるためには、どういふふうにして承服させたのですか。今の十万トンと二万トンという話し合いがつく結論になつたのは、どういふことですか。そういう不平があつたの

だ、そういう条件に対しての要望があつたのだ、それに対して母船式はこうこうであるからがまんしろ、四十八度線以南はこうこうであるから、お前たちはこれで二万トンなら二万トンでがまんしろという、あなたの方から提示をしたのでしよう。その不平に対して、納得させたのでしよう。

○委員長(堀末治君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○千田正君 今、長官の御説明で、一応われわれもわかりましたが、減船の点につきましては、先ほどお話のあつたように、それは今後の見通しに対して自主的に、みずから減船するという

ことに對して、水産庁としては、そういうことに對して命令もしないし指示もしない、自主的にやりなさいと、こういうことですが、今度の出漁によつて最終的に漁獲がきまり、また漁獲計算が一応立つた後においても、来年度においても自主的な減船というのを、あなたの方としては行政指導として考へておるかどうか、この一点だけ最後に伺ひたい。あくまで自主的に、業者たちの自主的な自己採算のもとにおいて、商売が成り立つか成り立たないかということにおいて、自分らで減船しないといふ今の立場を、今後大した変化がない限りにおいて、来年もそういう方向で考へておられるか、この点だけを伺ひたい。

○政府委員(岡井正男君) 明年の予想をするといふことは非常に困難でございますが、要は、他の許可漁業、早くいえば、全国的に許可漁業というものの

のバランスというものを見ながら、最小限度の——非常に業者がコストも下げようという努力もしていただきますし、いたしました結果、まあ早くいえば、大きなもうけはなくても経営的には成り立つという見通しが継続せられる限り、自主減船あるいは自主休業という形を続けたいと思ひます。従ひまして、明年度以降において、どういふような結果が現われるかということによつて、またただいまお答えした以上の変化がございましたら、変化に応じて、一番適當だと思ふ措置を講じたいと思ひます。

○上林忠次君 しろろとの質問ですが、どうも私、お話を聞いておりますと、こつちはむろんとれるのだ、また今年は豊作だといふことを言つて、十万トンを少しふやそうといふことばかり言つて、防禦戦にばかり立つて作職されておる。ところが、向うの十四万なら十四万トンと。向うとこちらのバランスはどの程度検討されたか。向うの数字に対して、これは魚のことは

はつきりした数字もないでしようと思ひますけれども、向うの十四万トン、それに対してこちらは十二万トン、こちらは防禦の立場で、何とかふやそうといふことを努力されたのですか。向うの関係はどういう工合になつておりますか。その点の努力が、何か足らぬような、私らの話の聞き方がまずいのでしようけれども、どうもこちらのことばかり考へて……。その関係は将来大きな問題になりますから、このバランスの問題は……。

○政府委員(岡井正男君) 一応御質問の意味はよくわかります。ただ、日ソ漁業条約そのものが、領海におけるお

互いの鮭鱒漁業というものは一応たな上げたいまして、公海における漁業規制の問題を中軸といたしました協定でございます。従つて、ただいま先生から御指摘になったように、ソ連の領海において、ソ連の領水においてとるもの、日本が公海漁業においてとるもの、これについてのオール規制というやうなことは、科学的な委員会において、そこまで日本がやはり論争して、そういうふうな線に向うと同調してもらうように、大体ひっぱりつけたわけでございます。

先生が言われるように、見合いというか何というか、そんなら向うの計画量にメスを入れた程度というのはどのくらいかという、向うは資料は提出してきております。たとえば十四万トンの漁業計画というものが、どの地区においてどの程度、どの地区においてどの程度、魚種はどうだということ、細目出してありますが、ソ連側において、とつちやならぬじゃないかということ、早くいえば権限がないわけです。従つて、向うも、北海道沿岸において建網でとるやつは規制しなければならぬ、これはどうだという干渉は、いまだ向うもいたさないわけでは、

○上林忠次君 一べん、最初の審議のときに質問もしたのでありますが、こゝとでは豊作かどうか、その年のあがつてくる魚の数、いろいろな調査をしておるといふことでございますが、向うが単独でやつておる調査で、しかも、この調査もこちらで検討しておらぬという状態ですが、そのときに、私、何十カ所向うの検査する場所があるか知りませんけれども、両方で、やつたらどうか。向うに出て行つて、向うの領

域の中にあるそういう検査場所、こゝの豊凶の検討をするなり、いろいろなことしの状況を、こちらも一緒に調査したいいいじゃないか。こちらには北海道の一部しかないのだ。向うは相当地、あれだけの大きな水域ですから、場所も幾らでもある。産卵の場所もずいぶんあるとある。それは片っ方だけでやるのでなしに、両方でやつて、今年の作の程度はどうだから、それなら今年のやつは十五万トンにしようとか、十八万トンでもいいじゃないか。年々これはきめられると思ひますが、豊凶ということとは年々検討するのだというのなら、向うだけにまかせずいいじゃないか。費用は相当かかるといふやうな感じがしないかと思ひますが、ただ向うにまかせておいて、いや、できが悪いとか、豊作だとか何とかいって、これは毎年問題になる問題でありますから、こちらからも出張していく。駐在させる。共同調査にすることにしたなら、どうでしょうね。

○説明員（木田繁君） 先ほど長官からも御説明いたしましたように、日ソ漁業条約そのものが、公海におきます漁業に関する規制になつてゐる関係で、ソ連の領水内におきますものにつきまして、当方から強制的にそれをやらせるといふわけに参らぬわけでありまして、そこで、条約上はやはり資源保存を科学的にやりたいという建前のもとに、漁業の規制及び保存措置の経験をお互いに交換しよう、そういう考えのもとに、条約の第五条をもちまして学識経験者の交換をやりましよう、かような関係になつております。そこで、私ど

もが先ほどから説明いたしましたように、本年は少くとも七名程度の者を派遣いたしましたして、長期各所におきます御指摘の点をも十分調査をいたしたい、かように考えております。

○上林忠次君 私、そういうことで、やつぱり魚族の保護あるいは増殖という点については、もつと日本は力を入れなければならぬ。向うの魚族拡充のための施設をせねばいかぬのじゃないか。みんな関係沿海国家、おのおのがこの海を、公海を十分に利用するというやうな施設を考えなければいけないのじゃないかと考えるのであります。魚族の繁殖のために必要ない施設があるなら、向うの領域に作つてもらう、それについての費用はこっちも出す。そうしてアリューシャンからオホーツク海の、あのあたりで、近接した国家の如にしていく、なるべくよい生産を上げていくというところまで行かねばいかぬのじゃないか。ただ自然にまかしておいて、豊作だから今年はいけいにしよう、減産だから少しみなで抑制しながらとうとうというやうなことでは、ちよつとおそいのじゃないかです。やり方が……もつと利用する方途を考えなければならぬという工合に考えますが、それだけの熱意はございませんか。

○政府委員（岡井正男君） 大体学識経験者の七名の交流によりまして、向うの集積されたポイントをつかめると思ひます。ですから、非常に詳細に私の方も査察するというわけには参りませんが、大体の荒見当はつきりますので、大体豊不漁を向うが非常にゆがめた発言をしておるかどうかというくらい程度のであれば、わかるわけでありまして、

それからもう一つ、それじゃ向うがゆいじゃないか、そんなことじゃなぬといふとお説でございますが、それは基本的に、先ほど課長からお答え申し上げましたように、条約の基本的な行き方が領水内においてはお互いに干渉せぬという行き方で、公海においては向うが同意せぬ限りは、私の方で強要をするというわけにはいかないわけでありまして、強要しても向うがのむという範圍というのは、やはり学識経験者を交流して、お互いに見合いつこしは、一ぱいではないか、かように考えております。

○上林忠次君 もう一つ、さっきソ連の方で、十四万トンの申し合せをしたことが、十二万トンに下げるといふやうなことになつてゐるらしいというのを聞きまして、あれも、ああいうやうな点からいくと、十四万トンというのは、将来の日本とのバランスの大きな一つの数字を出してゐる。実際はそんなにとれないのだから、だから十二万トン実行計画は作つてゐる。この十二万トン、こちらが十二万トンなら、向うは十四万トンではなしに、捕獲のバランスは向うは十二万トンが適量だ、現状においては、とれないのだというやうな状態でないかということになりますと、そんなら、向うの十四万トンをこちが簡単に容認したのか。もう少しつづつなら、向うのサバ読んでることがはつきりするじゃないか。これも将来のわれわれのもの数になりますので、どうしてそういうやうな、向うが実行計画を下げるやうなそんな

数字をのんだか、何かそこにこちらの足らぬところがあつたのじゃないかしらと思ひますが、そんなことはなかつたのですか。

○政府委員（岡井正男君） 向うが計画を領水内の魚でやるのでありますから、かりに向うの方が公海における沖とりを向うがやつて、それをプラス・アルファするとか、マイナスするといふ場合には、こちらもうんと干渉して、そういうことはおかしいじゃないかと、こゝろ言えますが、領水内における計画量の変更は向うの自由でございまして、たとえば北海道地区において今までにかりに六千トンとつておつたやつを、一万トンの大体目標にいたしましたという、道庁の計画であつても、これはけつこ。かりに三千トンにいたしますと言つても、それもけつこ。こゝろ言つたといふでございまして、そういうことでございまして、

○委員（堀端治君） 本日は、これにて散会いたします。
午後四時二十三分散会